

資料 1 - 1

鹿児島港本港区エリア景観形成ガイドライン(素案)におけるパブリックコメントに寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方について

番号	意見者	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	鹿児島市在住の方	<p>・「眺望の場①」がマイアミ通り延長線上にあるウォーターフロントパークの中央付近に設定されているが、「佇みの場⑦」の位置まで下げて欲しい。</p> <p>・「佇みの場⑦」については、建物がウォーターフロント跡地に建設されるかもしれないが、建築物と合わせて桜島の眺望も楽しめるような設計にすることで、現在「佇みの場⑦」に掲げているような、「市街地行き交う路面電車やバスの姿の眺め」だけでなく、マイアミ通り（いづろ交差点～港湾合庁前交差点）のいづろから本港区へ向かう際の景観も楽しめるよう工夫して欲しい。</p>	<p>・みなと大通りや朝日通りは、まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める場所である「たたずみの場」に加えて、天文館周辺からウォーターフロントパークまでを直線で桜島方向に結んでおり、通りを歩きながら正面に桜島を眺望できることから、錦江湾・桜島への眺望を確保する「のぞみの場」も設定しています。</p> <p>マイアミ通りについては、ドルフィンポート跡地手前が終端となっており、通りを歩きながら正面に桜島を眺望することができないことから「のぞみの場」として設定しておりません。</p>
2	鹿児島市在住の方	<p>・「配慮の方針」は、ガイドラインを策定するにあたって採用した景観資源について述べてあるが、やや物足りない。「配慮の方針」はガイドラインの一つの柱であり、錦江湾、桜島を景観資源として活かすとあるが、「広大な静穏海域」や「雄大な桜島」だけでは景観資源として活かす理由が不足している。桜島が見え、海面が見えればいいではない。</p> <p>例えば、「錦江湾は、古来から産業振興や、交易など鹿児島発展に寄与してきたこと。桜島は、鹿児島のシンボルとして県民のみならず多くの人に親しまれている桜島が本港区エリアの数キロ先にあること。歴史的建造物は、価値があること。」など触れた方がいい。</p>	<p>・配慮の方針について、「2鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方」を踏まえながら、簡潔に記載しておりますが、当該エリアは景観資源として多くの要素があることから、景観資源の具体的な事例として写真等を活用して、理由の整理を行うとともに、当該方針について、頂いた御意見等を参考にさせていただき、錦江湾や桜島について、古来から鹿児島発展に寄与してきたことやシンボルとして親しまれていることなどに触れるなど、さらに明確に記載しました。</p>